規約

第1条（名称）

1. 虎ジュニアサッカーアカデミーとはクラブ（虎ジュニア）/スクール（虎ジュニアサッカースクール）を総称とする。

第2条（所在地）

1. 本アカデミー所在地は、三田市弥生ヶ丘１丁目 3-1-1-908 に置く。

第3条（入会資格）

1. 本アカデミーに入会できる者は、本クラブ/スクールの趣旨に賛同した者とする。

第4条（活動内容）

1. 本アカデミー生は、定められた日程、時間に指導を受ける資格を有する。

第5条（入会手続き）

1. 入会手続きは、入会の意思をスタッフに伝え、必要な手続きを行い、業務連絡専用アプリに登録した段階で入会とする。

第6条（月謝及び諸費用）

1. 月謝及び諸費用を所定の方法で本アカデミーに支払わなければならない。
2. 月謝及び諸費用の種類・金額・支払い方法・時期などは、業務連絡専用のアプリ　にて連絡する。
3. 一旦納入した月謝及び諸費用は返還しないことを原則とする。但し、転勤、引越　しなどのやむを得ない事情で退会する場合は退会後の月謝分は返還する。
4. 月途中の入会は残りの練習回数を日割りで計算し、請求する。

第7条（退会・休会・変更）

1. スクール生で退会・休会をする者は、**必ず前月の23日**までにその旨を伝える。期日を超えた場合は、翌月扱いとし、徴収した月謝の返金は行わない。
2. 休会は期間を2ヶ月以内とし、これを超える場合は自然退会とする。クラブ生は原則として休会は認めない。但し、怪我などで長期休養が必要な場合はクラブと相談し、月謝の次期請求分に相殺する。

第8条（資格の停止及び除名）

1. 本アカデミーの名誉を傷つける又は秩序をみだす行為があった時
2. 本規約、施設利用規約に違反した時
3. 会費等、諸費用の支払いを２ヶ月以上滞納し、請求があっても完済しない時
4. その他、本アカデミーが資格停止、除名を妥当と認めた時

第9条（通知義務）

1. 本アカデミー生は氏名・住所・電話番号等必要事項を提出し、変更が生じた場合、速やかに本クラブに報告しなければならない。

第10条（健康管理）

1. 練習に参加する選手の健康状態に関しては　常に保護者が責任をもって管理するものとし、本アカデミーは一切の責任を負わないものとする。

第11条（傷害事故及び補償）

1. 活動中の事故については本アカデミーで応急処置を行うが、その後の処置については保護者が責任を負うものとする。
2. 当クラブの活動中の事故については、本アカデミーの加入する傷害保険範囲にて責を任ずるものとする。
3. 練習・試合など本アカデミーの送迎、または保護者で乗合する場合の事故に関して本アカデミーや運転者は責任を負わない。賛同できない場合は、現地集合、現地解散とする。

第12条（その他）

1. 当規約に変更が生じた場合は、速やかに変更規約を本アカデミーに通知する。
2. その他　送迎における路上駐車・停車の禁止、ゴミの持ち帰りなど近隣の迷惑となる行為は行わないように厳守する。
3. 試合の観戦、応援については選手たちへの指示や声かけは禁止する。
（自チームも相手チームも一生懸命やっております。温かく見守っていただきますよう、宜しくお願い致します。）なお、マナーの悪い場合は、その場より退出して頂くこともあります。

4. アカデミー生が施設利用中の施設器具などを故意又は過失により破損させた場合には保護者は損害賠償の責任を負うものとする。